○経済産業省告示第五十六号

商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第二号の規定に基づき、ブルガリア共和国の紋章及び記章を次のように指定したので、告示する。

平成二十四年三月二十九日

経済産業大臣　枝野　幸男

一　紋章



二　紋章



三　記章



○経済産業省告示第五十七号

商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第二号の規定に基づき、ブータン王国の記章及び紋章を次のように指定したので、告示する。

平成二十四年三月二十九日

経済産業大臣　枝野　幸男

一　記章

